

平 成 2 5 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会

(第2回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 25 年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会
(第 2 回) 議事録

1. 平成 25 年 11 月 28 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 兼田 龍洋	2 番議員 久保田 哲
3 番議員 松本 直高	4 番議員 新 雅人
5 番議員 坂野 光雄	6 番議員 浅田 耕一
7 番議員 山下 幸恵	8 番議員 島 弘一
10 番議員 曾田 平治	11 番議員 平野 美治
12 番議員 岸田 敦子	

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 土井 一憲
副管理者 中田 仁公
副管理者 森川 一史
四條畷市新炉建設整備担当部長 吐田 昭治郎
交野市環境部長 青山 勉

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄 資源循環施設整備室長 松川 剛
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹
事務局次長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一
資源循環施設整備室副参事兼室長代理 吉岡 靖夫
総務課長 太田 広治
管理課長 上村 悟司

1. 議事日程次のとおり

日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定について
日程第 3 新ごみ処理施設事業計画地造成工事請負契約の締結について

(時に 13時59分)

1. 議長(新 雅人君) それでは定刻前ではございますが、皆さまお揃いでございますので、始めさせていただきますよろしいでしょうか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長(新 雅人君) 皆さん、こんにちは。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、平成25年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第2回を開会いたします。

開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者(土井一憲君) 皆さん、こんにちは。

四條畷市交野市清掃施設組合議会第2回臨時会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は、議員の皆さまにおかれましては、何かとお忙しい中をご出席頂き、誠にありがとうございます。

さて、本日の第2回臨時会では、新ごみ処理施設事業計画地造成工事請負契約の締結についてをお願い申し上げております。何卒よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

新ごみ処理施設整備事業につきましては現地での造成工事着手が間近になってまいりましたが、四條畷市、交野市、両市の将来の安定したごみ処理のため、新ごみ処理施設の早期の施設稼働を目指して事業の推進に努めてまいる所存でございますので、よろしくご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶といたします。お願いします。

1. 議長(新 雅人君) ありがとうございます。

それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長(北崎文雄君) それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます、議員の出席状況についてご報告申し上げます。四條畷市からの派遣議員1名が欠員となっておりますことから、本日は11名のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る10月31日には9月分を、11月22日には10月分の現金出納検査が行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管しておりますので、併せてご報告申し上げます。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。

1. 議長(新 雅人君) 議事日程につきましては本日、机上に配布しておりますとおりいたします。

1. 議長(新 雅人君) 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。11番平野議員、12番岸田議員を指名いたします。

1. 議長(新 雅人君) 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成 25 年 11 月 28 日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第 2 回における会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

1. 議 長（新 雅人君） 日程第 3、議案第 8 号新ごみ処理施設事業計画地造成工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 8 号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管 理 者（土井一憲君） ただいま議題となりました議案第 8 号新ごみ処理施設事業計画地造成工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

新ごみ処理施設建設等事業に係る事業計画地の造成を行うため、新ごみ処理施設事業計画地造成工事の請負契約を締結したく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 引き続きまして、議案第 8 号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました議案第 8 号新ごみ処理施設事業計画地造成工事請負契約の締結についての内容につきまして、ご説明申し上げます。

この工事請負契約の締結は、去る平成 25 年 3 月 28 日開催の本組合議会第 1 回定例会において、予算をご可決いただきました。新ごみ処理施設事業計画造成工事につきまして、この工事を実施するために、お願いするものでございます。

まず、工事の内容でございますが、お手元の参考資料の 1 枚目、造成計画平面図をご覧くださいと存じます。本造成工事の主たる土木工事を示してございます。敷地面積は約 57,000 m² であり、黄色の部分が切り土で土を削る部分でございます。次に赤色の部分が盛土部分で土を盛る部分でございます。なお、事業計画地内の白い部分につきましては、建て物が建つ予定地のため、今回の造成工事では触らず、次の施設建設工事における工事範囲といたしてございます。次に 2 枚目の擁壁工平面図をご覧くださいと存じます。少し見にくいですが、黒く斜線が入った個所に擁壁を設置いたします。高さは 0.4m から 8.2m、延長では約 900m となるものでございます。

また、その他の工事といたしましては排水工事や進入路の舗装工事、植栽工事、また前面の国道 168 号の道路拡幅改良工事などでございます。今回の工事における発生土は事業地内の盛土として再利用し、場外に持ち出さないことや、飛散防止に努めるなどの環境保全対策を確実に講じること、環境への影響はほとんどないと予測され、環境保全について配慮していると環境影響評価書の中で評価されたところでございます。今後においては工事時の敷地内での土壌の移動が自由にでき、工事が円滑に実施できますことから、事業地全区域について形質変更時要届出区域の指定を受けた後に 1 月下旬頃の現地工事の着手を目指すこととしてございます。

次にこの工事請負契約についてでございますが、条件付き一般競争入札として、去る 9 月 25 日に入札にかかる公告を行い、参加業者を募集いたしましたところ、8 社から参加の申出があり、

郵便方式による入札手続きを行い、11月1日に入札執行したところであり、入札の結果でございますが、4社が辞退され残る4社での入札となったものでございます。入札にかかる予定価格は、税抜きで7億2,811万円でありましたが、落札率約76.2%にあたる5億5,500万円で入札を行った、本日ご提案をさせて頂いてございます、大日本土木株式会社大阪支店が落札候補者になったものでございます。

なお、この入札金額は低入札調査基準価格である6億1,889万円を下回っておりましたことから、その後、確認調査を経て、去る11月11日に低入札価格調査委員会及び入札参加資格審査会において審査いたしました結果、大日本土木株式会社大阪支店を落札者と決定したところであり、この結果を受け、本組合は11月13日に同社と仮契約を締結いたしましたところでございます。

契約金額につきましては、落札金額の5億5,000万円に8%の消費税を加算した5億9,940万円となったものでございます。消費税の引き上げは平成26年4月1日からでございますが、請負工事においては、工事完了後の引き渡した時に消費税が確定しますことから、本工事は平成25年度と平成26年度の2ヵ年にわたる継続事業であり、引き渡しは平成26年度になりますことから引き上げ後の消費税率8%が適用されることになるものでございます。また、契約期間につきましては本日ご可決を賜りますと、議会議決の翌日でございます明日から、平成27年3月13日までの期間といたしてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号新ごみ処理施設事業計画地造成工事請負契約の締結についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 提案理由及び内容の説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。3番松本議員。
1. 3番議員（松本直高君） 議案書のところですか。2の契約方法というところで、条件付き一般競争入札とございます。この条件というものがどういうものであったのか、もう少しご説明を頂きたいと思います。

またですね、裏面参考というところで、参加業者の一覧がございます。先ほどのような説明でございましたら、まあ4社辞退ということでございました。どことどことどこが、まあ4社ですね、辞退されたのかということも合わせて教えていただきましたら幸いです。よろしくお願いします。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） 入札公告の中に入札参加するものに必要な資格というもので条件を決めてございます。公告書をお持ちでないわけでございますけれども、1番から13番までの一定、条件がございます。主なものとしましては、いわゆる業者登録の中で建設工事許可業種、土木一式工事で登録されているとか、本支店が大阪府内で登録しているとか、そういうような条件がずっと13項目に渡って書かれているという、これが条件付き一般競争入札となるものでございます。

それと、議案書の裏面側に今回8社と申し上げました業者名が書かさせていただいてございます。その中の辞退の4社でございますけれども、アイサワ工業（株）大阪支店、次に株式会社大林組本店、その次に株式会社竹中土木大阪本店、それと東急建設（株）大阪支店の4社でございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 3番松本議員。

1. 3 番議員（松本直高君） えっとですね。先ほどの条件のところなんですけど、一般的な条件っていうのは良く分かりました。ただですね、この工事に関連のあるような条件が付されて 14 項目ですか、先ほどなんかあると仰ってたような中でですね、13 ですか。13 あると言っておられた中でですね、この工事に関わる、この工事を行うにあたっての条件っていうものがありましたら、そちらの方をちょっと挙げていただけたらと思います。よろしくお願いします。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） そしたらもう少し入札公告の条件のところを読み上げるような形の中でご説明申し上げます。

大きくは先ほど申し上げました建設工事許可業種土木一式工事で登録されておられるということ、その次には大阪府内の本店支店、または営業所が登録されているということ、いわゆる大阪府内という部分でございます。それと土木一式の総合評点の数値が 1,400 点以上であること。また平成 15 年度以降官公庁発注の土木一式工事で元請単体として施工実績が 3 億 8,250 万円以上であること、とかですね。建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること、とかですね、あと直接雇用する監理技術者、建築工事の種類が土木一式工事を選任配置できること、とかですね。いわゆるこの工事が問題なく遂行できる業者の資質・資格を求めている部分でございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 3 番松本議員。

1. 3 番議員（松本直高君） 一般的な条件ということですね。何か特別、何かこの工事を行うにあたって、何か特別な条件を課してるというものではないというのはよく分かりました。どうもありがとうございます。

1. 議長（新 雅人君） 他にありませんか。5 番坂野議員。

1. 5 番議員（坂野光雄君） あの、最初の説明のところで、もう少し詳しく資料も提示しながら説明していただければと思ってるんですけども。

1 つは今、松本議員の方から話がありました、例えば 8 社のうちの 4 社が辞退というのは、入札結果という形で一覧表で 1 枚もんペーパー、1 枚もの紙で、ペーパーで出ておりますのでね、これやっぱ事前に各議員にね、配布するということが求められていたんじゃないかなという具合に思います。

で、この中には予定価格 7 億 2,811 万円とか、低入札調査価格基準価格が 6 億 1,889 万円とか、大日本土木が 5 億 5,500 万円、それから佐藤工業が低入札調査基準価格と同額の 6 億 1,889 万円、また銭形組が 6 億 4,280 万円、日本国土開発が 7 億 2,000 万円、こういう形で入札されてるっていうね、これ、ペーパーで 1 枚先に渡してもらったらね、もっとよく理解ができたんじゃないかなと。

そういう中で、このペーパーの中には低入札価格調査委員会で審査した結果、大日本土木株式会社大阪支店を落札者と決定しました、こう記載されておりますね。これは低入札調査基準価格 6 億 1,889 万円よりも下だから、下で入札した 5 億 5,500 万円の大日本土木が本当に適格なのかということの審査をしたということなんですけども、その審査結果も低入札価格の調査の実施概要という形でこのペーパーも 1 枚もんで幹事会で配布されてるということを、今日の 1 時頃ね、知りまして、それをもらったんですけども、こういう内容も本来だったらこの場において、この

低入札価格の調査の実施概要のペーパーも配られて、どういう形でこの大日本土木の方が安心できる企業であるんだということのね、説明をこころがけてあったらということ、まず最初にね、これは言っておきたいという具合に思います。

そういう中で、今回低入札価格の調査が実施を行ったという中で、お聞きしたいのは1の項目で入札した価額で施工できるとする理由という中で、この大日本土木の方が施工場所近辺に協力会社もあり、主要材料・外注労務費についても取り引き先を中心に単価等を採用し、コストの削減を行ったという記述があるんですけども、人件費の方が、1つは人件費の方が、予定価格のところで本来だったら公共事業の積算の人件費を、予定価格を計算していくと思うんですけども、今回のこの大日本土木の方のところで人件費がね、どうだったんかと。

ここのところで削られた人件費で行っていたのかどうなのかね、それが本当に妥当なんかどうなんかっていうところがね、ちょっと聞きたいのと、それから4番目のところで、下請負の予定工事ということで、土工の方は上武建設、撤去・擁壁・排水・防災施設・舗装・植栽・道路拡張改良・附帯工は新栄建設、地盤改良工がケミカルグラウト、それからこれ、濁水処理工、管機械工業、試験工、環境総合テクノス、家屋調査工、建設サービス、交通誘導工、ジョブ警備保障、こういう形で書かれてるんですけども、これは先ほどの説明のこの図面のあった今回の工事発注のこの資料の中の工事のことが全部下請けで全部行っていくの、大日本土木の方が、全部丸投げでこの下請けにやらしていくんかどうなんかな、その点をお聞きしたいのと、それとこれらの下請けにされている企業は地元の企業なのかどうなのかね、交野、四條畷にある企業なのかどうなのかってところがね、これはその点も関して、地元の、そういう経済に対する寄与する問題でね、どうなんかっていう思いもありますので、どうなんかにという点を聞きたいのと、それとこの下請けに下ろした時の、下請けの工事される方の人件費、ここまで把握できるような仕組みになっているのかどうなのかということ、低入札価格額調査の実施概要の点に関しては、お聞きしたいと。

だいたい分かりました？今の、だいたい項目分かりました？

それと、ついでに言うときましたら、ここのこれから工事に入りましたら当該地域に汚染物質が検出されており、大阪府において形質変更時要届出区域に指定されておりますので、前いただいた環境影響評価の850ページに工事にあたっては、施工方法について、関係機関と十分協議した上で実施すると。こう記載されておりますので、今後協議はね、行われていくだろうという具合に考えるんですけども、この協議が行われた中で、それが住民説明や当議会への報告が行われるのかどうなのかね、このことをお聞きしたいということと、それから第2回定例会で事後調査計画書というものを頂いたんですけども、これがこの間に関係する地域住民への説明が行われているのかどうなんかと。

もう1つ、話は変わりますが、ここの土地はまだ当清掃施設組合が所有していないという具合に私は思ってるんですけどね。まだ両市の土地開発公社が持ってるんじゃないかなと思ってるんですけども、土地開発公社が持ってる土地を当清掃施設組合が工事に入れるものなのか、これが今後どういう形で施設組合の方に買い上げをしていくのか。その点についてもお聞きしたいということで、最初のところはだいたい項目がね、項目があるとは知らなかったんでね。ほんの1時間ほど前に貰ったんでね。第1点目のところが非常に多いんですけども、第1点目のとこ

ろは特に人件費、それから地元の問題という点も含めて、工事の丸請けとかね、という点も含めて、お聞きできればと思います。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それではまず、低入札価格調査の実施について、ちょっと前段ご説明申し上げます。低入札価格調査の実施につきましては新ごみ処理施設事業計画地造成工事に係る低入札価格調査の実施に関する要綱というものがございます。これに基づき調査したものでございます。この調査の内容でございますけれども、入札価格理由書、入札価格内訳書総括表、入札価格詳細内訳表、施工予定表、使用資材状況書、使用機材状況書、それと手持ち工事状況書等です、提出を求めて、調書として調査を実施したものでございます。低入札価格調査委員会での結果を審査して頂いて、施工場所が近隣地域で施工実績を有しておるということでありますとか、近辺に協力会社がある、あるいは資材調達は購買部で一括で購入することにスケールメリットがあることなどで経費が節減できるということが確認できましたので、入札価格については工事が確実に実施されるものであると判断されたところでございます。

一つは人件費のところでございます。下請けの人件費という思いでお聞きになられたと思いますが、まず人件費について大きく引き下げておると、内訳書の中で引き下げておるということではございませんでした。大きな部分につきましては、本社経費という部分について、数字的に大きくいらっておられると。いわゆる本社への経費部分を削減する中で、ということの部分、その個別の調書の中で見とれたというところでございます。人件費に大きく圧縮をかけておるということではなかったという部分でございます。

それと、地元企業というところの部分でございます。具体的には、例えば土工の部分で資料お持ちやったと思いますけれども、調書の中で企業名が書かれてございます。これは、生駒の企業というのは聞きとったところがございます。どこの市のものかっていうのは求めてございませんけど、聞きとった中でその企業は生駒市域ですというのは聞きとらせていただきました。

その他いろいろ改良工事であるとか、水の関連、色々こういう関連会社についての下請けは持っておられて、その下請けの業者も一定、調書として報告を受けたということでございます。大日本土木自身は、聞き取った中でもお隣の生駒市の大きな住宅開発なんかも手掛けた会社というところで聞いておまして、十分、土木工事は本店機能としても持っておられるのではなかろうかと思っております。

それでは2点目のご質問の部分でございます。形質の変更を行おうとするものは、事前に大阪府知事に、形質の変更の種類、場所、施工方法、あるいは着手の予定日等を届けることとなっております。その施工方法については先ほどもございましたように、関係機関と十分協議した上で行うという形になってございます。本日、新ごみ処理施設事業計画造成工事の請負契約の締結についてご議決をいただきましたら施工業者である大日本土木株式会社と施行計画等を作成する中で環境影響評価に記載してる、特に環境保全対策に係る施工方法を具体的に反映させている中で、関係機関と協議を行った上で工事を実施するというふうにしてございます。今後施工計画書や、造成工事の概要などにつきましては組合議会の議員の皆さま方、また周辺地域の方々にも情報提供やあるいはご説明という形を考えてございます。また事後調査計画書の内容につきましては四條畷市、交野市、それと生駒市の周辺の地域の会合の折に資料提供と共に内容の説明もさせ

ていただいたところでございます。

次は3点目の部分でございます。土地の買い戻しのお話がありました。現時点では仰ってるように両市の土地開発公社が保有なさっております。工事の施工にあたりましては土地開発公社から施工承諾を頂く中で、造成工事に着手していくというふうに取り扱いをしてございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 5番坂野議員。

1. 5番議員（坂野光雄君） あ、ちょっと第1点目のね、質問の対する答弁の方がね、不十分じゃないかなと。私、別に大日本土木のところが、不適格な業者だと、そういうね、ことを言ってるんじゃないんですね。私が言っていたのは、1つはこの下請け、請負のところね、下請負のところの企業は地元企業なんかっていうことを聞いて、上武建設は生駒だと。あとのところは答弁はなかったんですね。これまあ交野市の企業でないのは、名前見たら分かりますけども、四條畷市の企業なんかは私分かりませんのでね。それがどうなんかっていうのと、それとこの人件費のところはどうなんかっていうところで、本社経費を削減したからということで、この最後のところのね、これも書面の8番のところで、直接工事費については180%、組合が積算したものと比較したらね、180%になったと。それから一般管理費については約20%以上、23%。本社経費の削減で23%まで削減したんだと。ここには働いてる、そこで工事で現場でね、働いてる人の人件費っていうのは含まれてませんよね。だから本社の経費のところの削減でやられたんだろうと。それはそれでいいだろうと思うんですけども。実際、現場で働いてる人の、そういう人件費のところのね、この削られていくんじゃないかなというね、心配もね。低入札ね、低金額で入ってきた場合ね、大変心配されますのでね。そういうものが、きちっとやっぱり担保されるということが必要だろうという具合に思いますので、それがきちっとなってたんかと。

それから今後、こういう下請負に出していく場合の、下請負のところの人件費がどうなんかにいうところまでね、やっぱりチェックしていく必要がね、本来的にあるんじゃないかなと。全国的に公契約法ね、制定していくとかいうことで、こういう建設工事の労賃もね、きちんとしたものを補償していくっていう流れが今ね、出来つつあるので、こういう大きな公共事業をする場合にはそういうところにも責任持っていく必要がね、あるだろうと思いますので。地元企業なのか、それともその問題と人件費の問題で、清掃施設組合としても今そこで括めていなかったら下請けのところをね、特に括んでいくっていうね、いくという立場もぜひ堅持していただきたいという具合に考えるんですけども。何か答弁がね、いただければ。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 下請けの予定工事がどういうものがあるのか、ということで一定、調書を求めたという事で企業名がございます。私、敢えてこれが交野市、四條畷市と申し上げてごさいません。基本的には会社名を見られたら畷市あるいは交野市の市内業者ではなかろうかというのはお分かりだと思います。下請けが、畷市あるいは交野市でないと駄目だという条件が契約の中にはございせん。ただ、私どもは地元企業の育成あるいは地元での資・機材等の調達という部分については十分意識を持った中で、この辺については発注仕様書の中でも配慮することということについては明記させていただく中で、請負業者にはお願いするというんですか。認識を持っていただくと、いう形では考えてございます。

人件費については私らは設計を組む中で人件費の割り振りっていうのを考えて、この中で大きく逸脱しているものはなかったと見てございます。ただ、下請け業者とその元請け業者の契約行為っていうのはその中まで立ち入った部分っていうのはなかなか難しい部分があるんで、しっかりと請負業者に対して資金が払われるかどうかという詳細まで入れるかどうかというのは非常に疑問なところがございます。ま、ご質問されてる賃金という部分でございますんで、確認できる範囲についてはまた確認させて頂こうと思いますんで、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

1. 議長（新 雅人君） 他にありませんか。12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） あ、私からもいつも聞いております住民との協議の問題では、工事協定書に関しては以前から環境保全委員会、環境保全連絡協議会ですね。この中でも色々たたき台を提案して、何度か協議を行ってる様子を協議会だよりでは見させていただいてますが、あと 1 月末から工事が始まる前、12 月中に住民と協定書を結んでいきたいということを、先の議会で答弁いただいていると思います。その内容、具体的な内容について、まとまっているのであれば、お示し頂きたいなというのが 1 つです。

今、協定書を結ぶ時期について、12 月中ということで 10 月 23 日の議会の時に答弁がありましたので、紹介はしましたけれども、いつ頃っていうのが具体的に分かっているならば、教えて頂きたいなと思います。あと、この業者に関しては今回この造成工事するにあたって、土壌汚染の問題が出てきて住民の方も大変心配されて、大阪府などからここを造成工事するにあたっての意見なんかも出されてますね。今年の 5 月の資料を見てみますと、土壌調査で基準値を超える汚染物質は 6 種類検出されていると。だからこういった汚染物質が流出しないような対策を講じるということが書かれていたり、土で覆う対策についても適切な対策を講じることというような大阪府からの指導もあるわけなんですよ。そうしたその汚染物質などに対する技術についてはこの会社はどの程度経験があるのか、で持っているのか。その辺りちょっと紹介していただいたらなと思ひます。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 大きく 2 項目の話かなと思ひてございます。まず、以前から地元地区に対しては工事着工前、ひと月前には工事協定を結ぶような形の中で工事着工と、考えてございすっていうのを、基本にしながら考えてございます。具体的に四條畷の場合であれば、いわゆる工事協定書の調印式、調印の日ですね、これは決まっております。田原台地区については 12 月 14 日の連絡会の折に全自治会の会長さんに判を押してもらうというような形で、具体的に日まで決まった状況でございます。つまり、協定書の内容については四條畷の場合は、四條畷の田原地区全体については確定をさせていただいたところでございます。

で、その具体的な内容ですけれども、条項自身は大きくは 14 項目に渡って書いてございます。一番最初の問題としては、関係法令、特に環境影響評価書等ですね、遵守すべき内容については遵守するというのが一番第一条件でございます。その他細かく言いますと、工事作業時間の話であるとか、工事用車両の安全運行の話であるとか、あるいは工事中の騒音振動、あるいは電波障害、排水対策というような形で各々の環境保全に係る項目についての条項でございます。また、苦情への対応ということや立ち入り、あるいは報告会というような形ですね、その中で色々な問

題点が起こった時にもしっかりと対応するという思いの中で全体で14項目の条項については確定させて頂いて、田原台地区の14日を最終として四條畷区域については締結する方向の議論は進めます。

生駒市域については、工事協定の中身の議論は終わってございますけれども、締結の日程等についてはまだ具体的に進んでございません。また交野については、地元の私市地区に対して、協定書のたたき案をご提示させていただいて、今後具体的な協議をして、締結に向けた会合、協議を持っていこうというふうに考えて、日程的にはまだ決定はしてございませんので、よろしくお願い申し上げます。

あと、環境保全に係る部分については、先ほど協定書の中で申し上げましたように、環境保全対策というのが、評価書の中に明記してございます。その中の部分については、この施工業者に対してしっかりと、いわゆる大気であるとか、水質であるとか、そういう環境項目の対策を遵守して、施工するように指導していくという考え方でございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

1. 議 長（新 雅人君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 調印式、すいません、今、田原台地区は2月14日、12月ですね。分かりました。

これは今、田原台地区というふうに仰られたということは、下田原、上田原についてはどうかということと、あと生駒と交野の事は分かりました。今、仰っていただいた14項目の中で、苦情への対応というのも言っていたので工事が進む中でいろいろと問題が発生したら改善を進めていく、改善していくというような住民との合意が、協定が図られるということで、その認識でいいということですね。分かりました。住民との関係では本当に住民の意見を尊重しながら工事を進めていただきたいと、これは改めて要望しておきます。

協定書の部分は、下田原、上田原とも、問題を再質問したいのと、あと土壌調査とか汚染対策ということに関して、今の答弁ではちょっと、この会社がそういった過去に経験、工事の経験があるのかとか、技術を持っているのかという事に対してきちんと答えて頂いてないと思うので、すでにダイオキシンや水銀とかそういった汚染物質に対してもね、除去の技術、対策を講じる技術をきちんと持っている会社なのかどうか。その点だけご答弁もう1回求めたいと思います。

1. 議 長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まず工事協定の関係です。田原台地区と申し上げたのは田原台とさつきヶ丘のことです。あと残るは、上田原、下田原、緑風台という自治会がございます。で、田原台地区についてはその12月14日の日にその連絡会がございます全会長さんが集まれる日があると。その日に工事協定書を調印して頂くというふうに手筈を取ってございます。その時に全員の判を押してもらうということにしており、上田原、下田原、緑風台についてはその前、14日の前に判をいただくということで、細かい日程はまだこれからでございます。つまり、12月14日には各自治会さん13ございますけれども、13の自治会さんの押印をしていただく形の中で工事協定を締結するという形でございます。当然、田原地区については地元の要望で乙である私ら施行、施設組合以外に施工業者も連名として入れてくれというご要望がございましたんで、大日本土木にも丙として工事協定書を結ぶという形になってございます。つまり、施工業者にしっかりと市民

の思いを守っていただくという思いでございます。施工についてご心配、大日本土木自身はですね、いわゆる準ゼネコンとおっしゃられるような 1,400 点以上の総合評点を持っておられる大きな企業でございますので、技術力については大きな問題はないと考えてございますので、よろしくお願いします。

1. 議 長（新 雅人君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第 8 号新ごみ処理施設事業計画地造成工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号新ごみ処理施設事業計画地造成工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（土井一憲君） 第 2 回臨時議会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日の組合議会におきまして、新ごみ処理施設事業計画地造成工事請負契約の締結についてご可決を賜りまして誠にありがとうございました。

さて、新ごみ処理施設の整備事業につきましては、造成工事の請負契約とは別に、現在施設建設工事についても総合評価一般競争入札による手続きを進めており、早期の施設建設に向けて事業の推進に努めているところでありますが、事業を進めるにあたりましては、近隣住民の皆さまのご理解、ご協力は大きな要素でありますことから、来年の現地工事着工の前には造成工事に係る工事協定書を地元地区と締結する準備を進めているところであります。

今後においても、環境保全策や地域振興策などに係る会合を通じ、近隣地域の方々への情報提供や説明に努め、ご意見もお聞きしながら、事業の推進に努めてまいる所存であります。

議員の皆さまには、新ごみ処理施設の整備事業に何とぞご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げ、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

1. 議 長（新 雅人君） 以上をもちまして、平成 25 年四條畷市交野市清掃施設組合議会臨時会第 2 回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に 14 時 46 分）

以上、会議の顚末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 25 年 11 月 28 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

新 雅 人

四條畷市交野市清掃施設組合議員

平 野 美 治

四條畷市交野市清掃施設組合議員

岸 田 敦 子